

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：障害者福祉費

事業名 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修 事業費（単補）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部 障害福祉課 社会参加推進係 電話番号：058-272-1111（内 2614）

E-mail：c11226@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 112 千円（前年度予算額： 112 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	112	56	0	0	0	0	0	0	56
要求額	112	56	0	0	0	0	0	0	56
決定額									

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

視覚障がい者の移動支援従事者の資質向上を図るための指導者養成研修（（福）日本盲人会連合主催）に県内の適任者を派遣する経費を支援する。

（2）事業内容

派遣する講師の旅費（交通費及び宿泊費）を県の旅費規程に基づき補助することとし、国の研修開催通知に基づき募集。

なお、受講料、資料代等は別途受講者が負担する。

【研修内容】

○指導者コース

- ・指導者の増員と質の向上を目的とした研修

○移動支援従事者・同行援護従業者コース

- ・誘導技術や情報提供（代筆代読）等の知識・技術を向上させることを目的とした研修

(3) 県負担・補助率の考え方

国 1/2 県 1/2 地域生活支援事業「特別支援事業」

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	112	交通費、宿泊費を助成
合計	112	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 後年度の財政負担

今後も事業継続

(2) 事業主体及びその妥当性

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が本研修の主催者であり、受講に係る費用の一部負担は妥当

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

視覚障がい者に対する移動支援従事者の資質向上を担う指導者を養成する。このことにより、市町村における移動支援事業の実施にあたり、移動支援の提供を行う従事者の資質向上を図り、障がい者等が安心して外出できる地域づくりにつながる。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
視覚障害者移動支援事業従事者指導者数	3人 (H20)	2人 (H29)	2人 (H30)	-人 (R1)	2人 (R3)	%

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

移動支援事業を実施している各事業所において、東京都で実施した指導者として事業所内の他の従業者へ指導をするための研修に派遣

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の研修は中止

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

当該研修の受講者は、移動支援事業を実施している各事業所において、指導者として事業所内の他の従業者へ指導をすることとなる。

このことにより、従業者の資質や技術が向上し、視覚障がい者の移動の援護等、支援の向上につながる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	移動支援事業の指導者の確保が、移動支援従事者の確保及び資質の向上につながるため、事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	年度により受講希望者数の増減はあるものの、年々着実に指導者を養成しており、事業効果が現れている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	国の開催要項に従い募集している。毎年開催地が変わり、できる限り近隣県の会場などを受講していただくことで、旅費に係る経費削減を図っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>移動支援事業は障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち全市町村の必須事業として位置づけられており、視覚障がい者の外出時における多様なニーズに応えるため、今後も継続される事業である。移動支援に従事する人材を養成することは今後も必要不可欠であり、その指導者となる当該研修の受講者の確保について、現状維持していく必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>当該研修事業については、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち特別支援事業として都道府県が取り組むべき事業として位置づけられています。今後は、受講者数の現状維持が保たれていることから、視覚障がい者の移動支援を充実させるため、事業の継続をしていく。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 組み合わせる理由や期待する効果 など	【○○課】
--	-------